

## 外国人妻が抱える調整課題への対処に至る過程

—日本の農村地域におけるアジア系外国人の事例—

高橋 健太<sup>1</sup>・細越 久美子<sup>2</sup>

A study on the processes of the problem solving  
of Asian foreign wives in rural Japan

TAKAHASHI Kenta, HOSOGOE Kumiko

本研究では、農村地域のアジア系外国人妻の家庭内における調整課題への対処に至る過程を明らかにすることを目的に、東北地方のX市在住のアジア系外国人妻10名を対象に半構造化面接を実施した。調整課題への対処は、主張型／非主張型か、妻優位／相手優位を基準として5パターンがみられた。また、各事例で対処の理由として語られた要因を対処の規定因として整理した結果「経済資本」「社会関係資本」「生活文化資本」「社会的地位」「当事者の同意」「家族のライフサイクル上の変化」「状況対応的規範」「相手への感情」「調整相手の同意」が抽出され、資本を獲得することで非主張型・相手優位型の対処から主張型・妻優位型の対処へと変化していた。

キーワード：国際結婚、アジア系外国人妻、意思決定、意思表示

This study aims to investigate the domestic problems of Asian foreign wives living in rural areas, and to clarify the processes of solutions to these problems. Semi-structured interviews were conducted with ten Asian foreign wives living in X city in Tohoku region. According to the interview results, five patterns of responses to problems were recognized, as defined by previous studies. The results also indicated the determinants of the problem solving: economic capital, social capital, cultural capital, social status, consent of the party concerned, life-cycle changes concerning family members, perception of the situational division of roles, feelings towards the other party, and consent of the other party. Participants tended to be non-assertive and passive at the beginning of their arrival in Japan, but as they gained capital, they shifted to be assertive and wife-dominant.

Keywords : international marriage, wives of Asian origin, decision-making, declaration of intension.

### I. 背景と目的

近年、日本に住む在留外国人数は増加傾向にあり、2022年末現在で3,075,213人と、前年末に比べ11.4%増加している（出入国在留管理庁, 2023）。東北地方においては、特に1970年代以降に深刻化した農村地域の過疎化や少子高齢化、嫁不足による後継者不足により、在住外国人における外国人配偶者の占める割合が高く（安藤, 2009）、アジア系外国人妻が多いことが特徴である。

農村地域におけるアジア系外国人妻はメンタルヘル

ス上のリスクが高いという（一條, 2018）。農村地域の国際結婚は都市部と比べ直系制家族などの伝統が色濃く反映されており、家父長権の強さや女性の低い地位というイメージを帯びている（賽漢, 2011）。さらに、家庭内ヒエラルキーの下層に位置する非英語圏出身の外国人女性は家庭内で母語を選択できるとは限らず（桑山, 1995）、一方的な嫁役割が要求される「同化」的な国際結婚であるという。特にアジア系外国人妻については、日本人夫が負のイメージを抱いており、妻

<sup>1</sup> 医療法人友愛会盛岡友愛病院      <sup>2</sup> 岩手県立大学社会福祉学部

Table 1 調整課題への対処の分類

妻からの 意思表示の 有無	最終的な意思決定	
	妻の意思優位 (妻優位型)	相手の意思優位 (相手優位型)
妻から 意思表示あり (主張型)	【貫徹】 自分(妻)が意思表 示を行った上で、自 分の意思が優位とな る。	【積極的譲歩】 自分(妻)が意思表 示を行うが、相手の 意思が優位となり、 自分はそれに納得す る。  【消極的譲歩】 自分(妻)が意思表 示を行うが、相手の 意思が優位となり、 自分はそれに不満を 抱える。
妻から 意思表示なし (非主張型)	【独行】 自分(妻)からの意 思表示が行われない ものの、自分の意思 が優位となる。	【積極的受容】 自分(妻)からの意 思表示が行われず、 相手の意思が優位と なるが、自分はそれ に納得する。  【消極的受容】 自分(妻)からの意 思表示が行われず、 相手の意思が優位と なり、自分は少な く不満を抱える。

を見下す感情が夫婦間の上下関係を生じさせていることから(仲里, 2016)、家庭においてより被抑圧的な関係性にさらされている可能性がある。王(2005)が日中国際結婚をした中国人の中で、都市部結婚女性や男性と比べ、農村結婚女性は人間関係、異文化適応、心身健康・情緒、ストレスの全領域において適応度が低く、最も好ましくない状況に置かれていることを示唆していることから裏付けられる。

国際結婚夫婦の具体的な葛藤には、育児・しつけ、日常生活態度などにおける文化差に起因するものが顕著である(宮島・加納, 2002)。さらに、農村地域のアジア系外国人妻を対象とした先行研究では、義父母との対立をめぐる葛藤についても触れられており、家の改装や子どもの進学先(武田, 2011)、食事の内容(柳, 2005)をめぐる義父母との対立などが挙げられている。伝統的な家制度が色濃く残るといわれている農村地域における家庭内での葛藤場面において、アジア系外国人妻はどのように対処しているのだろうか。

家庭内で生じる夫婦間葛藤については、二者間の意思の相違として分析され(東海林, 2006; 矢吹, 1999)、東海林は意思の相違への対処について、どちらの意思決定権が強かったかという観点から分類を試みている。しかし、実際には二者間で意思の相違や食い違いがあったとしても、相手が意思表示をせずにこちらの意思を受け容れた場合は、そこに相違があったと認知していない可能性もある。そのため本研究では、矢吹(1999)の「調整課題」という用語を二者間での意思決定に伴う具体的な出来事と改めて定義し、意思の相違が確認できる場面に限定せず扱うこととする。なお、アジア系外国人妻は夫以外にも義父母を含む家族成員との間の葛藤もストレス要因として顕著であることから、本研究では夫婦間の調整課題に加え、同居する他の家族成員との調整課題についても対象とする。

## 1. 調整課題への対処

東海林(2006)は、夫婦間の葛藤において、妻が自らの意思を主張するか否か、結果的にどちらの意思が優位になったか、という二側面から対処を分類している。一方、周・深田(2017)は、東海林の用いた二側面に加え、妻自身がその結果に納得しているか否かという点も含めて分類している。これらを踏まえて高橋・細越(2022)は、意思の明示の有無を基準に主張型と非主張型の対処、結果的に誰の意思が優位であったかを基準に相手優位型と妻優位型の対処に整理し、さらに、相手優位型の場合には、妻がその結果に納得しているか否かを基準として加え、【貫徹】【積極的譲歩】【消極的譲歩】【独行】【積極的受容】【消極的受容】に分類した(Table 1)。

## 2. 調整課題への対処と「勢力」概念の関連

調整課題への対処について検討する上で重要な概念が「勢力(power)」である。勢力は、「相手の行動に影響を与えることのできる潜在的な能力」とされる(Blood & Wolfe, 1960)。従来の勢力研究では、最終的な意思決定者が誰かという点で夫婦間の勢力を判断しているが(松信, 2015)、調整課題への対処についても、コミュニケーションを通じて結果的にどちらか一方の、あるいは双方の意思が採用される過程が存在すると考えられるため、勢力研究での意思決定過程と重ね合わせて論考することは有効であろう。

一方で、菰渕(1992)は、意思決定の結果だけが夫婦の勢力構造であるかのように論じることの問題を指摘している。勢力の多元性を謳ったOlson & Cromwell(1975)によると、勢力は、基盤(ある状況において、コントロールの能力を増大させる個人の資源)、過程(交渉、意思決定、問題解決、葛藤処理に関わる相互作用)、結果(意思決定)として捉えることができる(菰渕, 1992)。つまり、資源を基盤として、自らの意思を明確に伝達するか否か、どのようなコミュニケーション形態をとったか、その結果誰の意思が優先されたのかという点が、二者間の勢力構造を把握する重要な視点であるという。

勢力研究における「過程」と「結果」は、これまでの夫婦間での調整課題への対処の類型化に包含されている要素と類似している。例えば、東海林(2006)では、妻が自らの意思を主張するか否か(勢力の「過程」)、結果的にどちらの意思が優位になったか(勢力の「結果」)、を基準として対処を分類している。また、勢力の「基盤」は、「過程」及び「結果」を規定する背景

要因として影響していると考えられる。

### 3. 調整課題への対処の規定因

家庭における意思決定に影響する要因の一つとして妻が保有する「資源」があるが (Blood & Wolfe, 1960)、これはP. ブルデューによって提唱された「資本」と類似した概念といえる。「資本」は、個人にとっての利益を生み出す潜在的な能力であり、蓄積には時間を要するとされ、文化資本、経済資本、社会関係資本に分けられる (Bourdieu, 1986)。文化資本は学歴や資格・免許などの「制度化された文化資本」、知識、能力、技術などの「身体化された文化資本」、書籍、レコード、絵画などの「客体化された文化資本」に分けられる。経済資本は、即時かつ直接的に金銭に変換され、財産権としても存在し得る資本、社会関係資本は、恒久的で日常化された対人ネットワークに関連した資源の総体と定義される。

社会関係資本について、より個人間の支援の授受を強調した概念 (小野, 2018) としてソーシャル・サポートがある。House (1981) はソーシャル・サポートを、情緒的サポート (同情・共感・配慮・信頼)、評価的サポート (考えや行為への肯定的評価)、情動的サポート (助言・提案・指示・情報)、道具的サポート (物資・金銭・労力) に分類し、これらの1つあるいは2つ以上を含む個人間の相互交渉と定義している。

鶴 (2003) は、農村地域の女性が家庭や地域での意思決定において影響力を持つのに必要な要素として、経済力や学歴、生活経験を挙げ、これらの獲得が家庭内での勢力構造の変化につながるとしている。また松信 (2008) では、妻の経済資本が高いほど、また夫以外の相談者という社会関係資本が充足しているほど、意思決定において妻が優位に立てることが確認されている。このように、経済資本、社会関係資本、文化資本の充足が妻の意思決定権を強めると考えられる。

また、資本に加えて、家庭において誰の意思が優先されるべきかという社会規範も同様に夫婦間の意思決定に影響を与えていると考えられる (Rodman, 1967)。鶴 (2003) では、家庭外での活動参加の意思決定の際に、夫や義母の許可を得なければならない農村女性が多いことを指摘している。これは、妻が夫に従うという「補佐役規範」や、妻が家事や子育て等の家庭内労働を担うという「私領域規範」からなる伝統的な規範 (鶴, 2003) が農村地域において根強いことが背景にあると考えられる。

以上のように、調整課題への対処の選択には、妻の保有する資本と共に、家庭で誰の意思が優先されるべきかという社会規範が影響していると考えられる。

### 4. 本研究の目的

農村地域において日本人と結婚したアジア系外国人妻は言語や文化的背景の違いによる制約が多く、特に農村地域においては日本の伝統的規範が根強いことが想定され、調整課題への対処において不利な状況にあると考えられる。そこで本研究では、農村地域におけるアジア系外国人妻を対象に、家族成員との調整課題への対処と、その対処に至った過程を明らかにすることを目的とする。なお、本研究では、対象者が異文化環境の中で何を調整課題とし、対処としてどのような資本を活用したのかを明らかにすることを目的としているため、対象者自身の意味づける行為 (Bruner, 1990) を重視し、対象者のナラティブ (語り) を手がかりに、仮説生成することを目標とする。

## II. 方法

### 1. 調査対象者

東北地方のX市に居住し、日本人と結婚したアジア系外国人妻を対象とした。X市は過疎地域を含み (X市が所在する県の2020年統計資料より)、農業従事者が県内で2番目に多い農業地域である (農林水産省, 2015)。総人口約11万人、外国人人口は約600人 (内、女性66.0%) で、国籍別では中国30.5% (内、女性77.1%)、フィリピン20.3% (内、女性82.4%)、韓国・朝鮮11.4% (内、女性64.2%) でアジア諸国出身者が多く、特に女性の割合が高い (X市2020年統計資料より)。X市国際交流協会は日本語教室や交流会、外国人住民対象タウンミーティング等のイベントを積極的に開催しており、アジア系外国人妻の参加も多く調査への協力が得られやすいと考えたため、X市を調査フィールドとした。

本調査での対象者は、日本人と結婚したアジア系外国人妻10名 (Table 2) で、来日直後の者を除き、生活状況が安定している方に協力を依頼した。X市国際交流協会からの紹介の他、協会主催のイベントにおいて調査者が対象者に直接依頼した。なお、本研究では調整課題という経験事象に焦点をあてたサンプリングを行ったため、調整課題に積極的に対処してきた事例に偏っている可能性がある。

### 2. 調査手続き



Table 2 対象者の基本属性

対象	年齢	来日年代	出身地域	家族構成	本人の職業	最終学歴	日本語能力
A	50代	1990年代	東南アジア	本人、夫 子(3人) 係	日本語 講師等	大卒 (会計)	高 (N2)
B	50代	1990年代	東アジア	本人、夫 義母	貿易関 係	大卒 (建築)	高 (N不明)
C	30代	2000年代	東アジア	本人、夫 子(3人) 義父	製造業	大卒 (情報)	高 (N3)
D	50代	2000年代	東アジア	本人、夫 子(2人)	事務	短大卒 (観光)	高 (N不明)
E	50代	2010年代	東南アジア	本人、夫	語学 講師	大卒 (商業)	低 (N不明)
F	50代	1990年代	東南アジア	本人、夫 子(2人) 義父	主婦	高卒	高 (N不明)
G	40代	1990年代	東アジア	本人、夫 子(1人)	主婦	高卒	高 (N1)
H	40代	2000年代	東南アジア	本人、夫	通訳等	高卒	中 (Nなし)
I	40代	2000年代	東南アジア	本人、夫 子(2人)	語学 講師等	大学院卒 (商業)	高 (N3)
J	40代	2000年代	東アジア	本人、夫 子(1人)	非常勤 職員	専門学校 卒	高 (N1)

注) 日本語能力の「N」は日本語能力試験 JLPT のレベルを表す。

2020年8月～9月に、対象者1人あたり1～2回、半構造化面接を行った。1回の面接時間は約30～60分程度で、1人だけ約2時間を要した。2名については、対象者の希望により英語で実施した。一部の対象者については、SNSを用いて追加で聞き取りを行った。面接内容は同意を得た上で録音し、同意が得られなかった対象者については、面接内容を筆記記録した。質問内容は次の通りである。(a) 基本情報: 名前、年齢、出身、学歴、来日年、職歴及び収入の程度、日本語能力、(b) 家族に関する項目: 同居家族の構成、子の性別・年齢、夫の年齢・職業、夫の国籍、家族との会話時の言語、(c) ジェンダー規範に関する項目: 鶴(2003)を参考に、私領域規範及び補佐役規範に関する家庭内の雰囲気及び本人の態度、(d) 調整課題と対処: 調整課題が生じやすい領域として、先行研究を参考に、家事・子育て、地域活動、仕事の3領域それぞれについて調整課題と対処過程に関する事例と、その対処を選択した理由について質問した。

### 3. 倫理的配慮

筆者が作成した研究説明書を使用し、面接実施前に、研究の概要、対象者の権利、プライバシーの保護、結果の公表について説明を行った後、研究同意書への署名を得た。同意書の写しは面接終了後に対象者に渡し、原本は調査実施者が厳重に保管した。

### 4. 分析手続き

面接調査によって得られた録音記録を逐語化し、その逐語記録を複数回読み込んだ上で、家族成員間で調整および意思決定が伴う具体的な出来事で、かつ対処が明確に把握でき、その対処を選択した理由が1つ以上対象者の語りから判別できる24事例を抽出した

(Table 3)。その後、心理学を専攻する学生2名と教員1名で、(a) 調整課題への対処の分類、(b) 調整課題への対処の規定因の抽出・分類、(c) TEM図の作成を行った。三者間で判断が異なった場合は議論を重ね、三者で合意できる分類を採用した。

#### (a) 調整課題への対処の分類

高橋・細越(2022)で整理された計6パターン(Table 1)に当てはめて判別した。【積極的受容】はみられなかった。

#### (b) 調整課題への対処の規定因の抽出・分類

逐語記録及び筆記記録に基づいて、(a)で判別した対処を行った理由として語られた要素を対処の規定因として抽出し、先行研究で示された資本及び社会規範に該当する要素をラベル付けした後、その他の要素も同様にラベル付けし分類した。さらに、それらの規定因が妻の意思表示の有無と最終的な意思決定のどちらを規定していたかを判別した。

(c) TEM図の作成 さらにサトウ(2009)の複線経路・等至性モデル(TEM)を参考に、調整課題の発生・認知から対処に至る経路を示すため、事例ごとに(1)調整課題の発生・認知を必須通過点として設定、(2)判別した調整課題への対処(非主張型/主張型、相手優位型/妻優位型)を等至点と設定、(3)対処の規定因及び語りから読み取れる対象者の行動を時間軸に沿って配置し、TEM図を作成した。TEM図に用いる用語及び図形をTable 4に示した。

## III. 結果と考察

資本にあたる規定因について、Bourdieu(1986)や松信(2008)等を参考に、事例に当てはめて整理した。経済資本は「妻の収入」と「家計の管理役割」に分類し、社会関係資本についてはHouse(1981)を参考に、「情緒的サポート」「情報的サポート」「道具的サポート」に分類した。生活文化資本については「言語資本」「日本に関する知識」「家庭内に関する知識」「職業的能力」に分類し、言語資本はさらに「生活言語能力」と「学習言語能力」に分類した。

資本に該当しない規定因については、「社会的地位」「当事者の同意」「家族のライフサイクル上の変化」「状況対応的規範」「相手への感情」「調整相手の同意」に分類した。さらに「家族のライフサイクル上の変化」は「育児役割の減少」「育児役割の免除」、「相手への感情」は「言い争い回避感情」「相手への気遣い」、「調

Table3 対象者ごとの調整課題の概要と対処

事例	調整課題の概要【対処】	事例	調整課題の概要【対処】	事例	調整課題の概要【対処】
A-1	(子の別居) 連学に伴う子の別居について、Aは自らの意思を明確に伝えたものの、結果的には夫の意思が反映された。【消極的譲歩】	C-2*	(子守) 子が幼稚園に通っていたとき、子守を義母に依頼することがあり、結果的にCの意思が反映される形で義母が子守を担った。【貫徹】	I-1	(子の習い事の量) 子の習い事の多さに夫は不安感を抱いているものの、結果的に妻の意思が反映され、習い事に関しては全てIが決めている。【独行】
A-2*	(子に対する言語) 子に対して使う言語について、義母から日本語だけ使うように要求されたが、「私の子どもだから、私が決める」と意思を伝えるようになり、結果的には日常の会話で英語を取り入れることで自らの意思を貫いた。【独行→貫徹】	C-3	(義父のデイサービス) 義父のデイサービス利用を夫に提案するも、夫から反対され、結果的に夫の意思が反映された。【積極的譲歩】	I-2	(子守) 定期的に地域でレストランを開いているIは、夫に対して家で子の面倒を見るように要求し、Iの意思が反映される形で、夫はレストランを手伝わずに家で子の面倒を見ている。【貫徹】
A-3*	(農作業への報酬) 兼業農家に嫁いだAは、農作業への報酬について、妻である自分のみ報酬額が低かったことについて、数年後に夫に不満を伝えるものの、夫から追加で報酬を受けることはできなかった。【消極的譲歩】	C-4	(行政書類の対応) 義母が亡くなった際の書類手続きについて、夫に対応を要求し、結果的には妻の意思が反映され、夫が手続きを行った。【貫徹】	I-3	(学校書類対応) 子の学校書類は夫に読んでもらうよう頼み、夫は不満を抱えるも受け入れて結果的にIの意思が反映されている。【貫徹】
A-4	(母国への帰省) 母国へ帰省する期間と時期について、来日当初は不満を抱えながらも夫に委ねていたが、現在は夫に計画を伝えた上で比較的自由に計画を立て、自ら航空券の手配をしている。【消極的受容→貫徹】	C-5	(就労の開始) 仕事を始めたいと夫に話し、夫が快諾した上で就労した。【貫徹】	I-4	(子ども会対応) 子ども会に関する役割は夫に頼み、夫はそれを受け入れて結果的にIの意思が反映されている。【貫徹】
A-5	(国際電話の使用) 国際電話の使用について、使用料を月2万円に抑えて欲しいと言われ、「理解できるけどなんとなく心の中は悲しい」と納得できずにいるものの、夫へ思いを伝えず、代替手段を使うなどで夫からの要求に沿うようにした。【消極的受容】	F-1	(葬式対応) 義母が亡くなった際、香典の管理を任せてもらえないことに不満を感じ、夫に伝えるも、結局望んでいた役割を任せられず不満が解消されなかった。【消極的譲歩】	I-5	(就労の開始) 仕事のことは夫婦間で異なる領域だと認識しており、夫に頼ることなく全部自分で決めている。【独行】
A-6	(外出) 外出したい時は、来日当初は「連れて行ってください」と意思決定を夫に委ねていたものの、現在は「行きたい」と強く意思表示することで、妻の意思が反映されやすくなった。【貫徹】	G-1	(子の幼稚園入園) 子が日本語を十分に話せない状況で幼稚園に入園させることについて、夫は「そんなの無理でしょ」と話し、不満を感じたGは自ら情報収集し結果的に入園が実現した。【独自行】	I-6*	(就労の継続) Iの就労について、肯定的ではなかった義母に対して、自分の意思を伝えることはせず、就労を続けた。結果的にIの活躍を義母が認め、就労を承認してくれた。【独行】
B-1	(就労の開始) 来日当初、働きたいと思いついて夫に話したところ、夫の発言を誤解してしまい、一旦就労を諦める。【消極的譲歩】	G-2	(子の高校選択) 子の高校進学について、夫は「女の子にそんなに勉強させてどうするの」と話し、それに不満を感じたGは自らの意思を反映させる形で子の進学先を選定した。【独行】	J-1*	(農作業の手伝い) 虫が苦手な来日アレルギーがあるJは、義母から農作業の手伝いを頼まれるも、それを拒否した。【貫徹】
C-1	(幼児教材の購入) 子のために幼児教材を買ってはどうかと提案したところ、買う必要はないと夫から言われ、最初は納得しなかったものの、後から夫の考えが正しいと感じ、結果的に夫の意思が反映された。【消極的譲歩→積極的譲歩】	H-1	(来客対応) 来客を家の中まで入れないことに違和感を抱くも、最初は自分の思いを夫に伝えることはできなかった。疑念が膨らみ、夫に自分の考えを伝え、日本での生活が進むにつれて、納得して受け入れられるようになった。【消極的受容→消極的譲歩→積極的譲歩】	J-2	(外出) Jの外出に際して、子どもが小さい頃は夫に判断を委ねていたものの、現在は報告するのみで、基本的にはJの意思が反映される形で自由に外出している。【消極的譲歩→貫徹】

Table 4 TEM図で用いる用語と図形

図形	用語	定義
	必須通過点	調整課題の発生・認知
	等至点	調整課題への対処
	規定因	調整課題への対処を規定する要因 (「+」は充足・保有、「-」は不足・未保有を示す)
	対象者の行動	語りから読み取れた対象者の行動 (可能性としてあり得る行動は点線で示した)
	相手の行動	語りから読み取れた調整相手の行動 (可能性としてあり得る行動は点線で示した)
	経路	行動から次の行動への経路 (可能性としてあり得る経路は点線で示した)

「調整相手の同意」は「夫からの理解」「義母からの理解」に分類した。なお、「状況対応的規範」は落合・山根・宮坂(2007)を参考に、その時にそのことができる状況にある人がするべきという規範的態度とした。

以上の調整課題への対処の規定因の分類および定義と、それに対応する語りの例をTable 5に示した。調整課題への対処に至る過程については、非主張型/主張型に至る過程と相手有意/妻有意に至る過程とに分けてTEM図を作成し考察した。

1. 調整課題への対処 (非主張型/主張型) に至る過程

調整課題への対処が、妻が自らの意思を主張する対処(【貫徹】か【独行】か)か否かを規定する要因として、「生活文化資本」「社会関係資本」と「相手への感情」があげられた。資本の不足に加え、言い争い回避感情や相手への気遣いが非主張型の対処につながり、資本の獲得が主張型の対処につながっていると考えられる。各規定因が調整課題への対処(非主張型/主張型)につながる経路についてFigure 1に示した。

(1) 言語資本の獲得が主張型の対処を規定した事例

Aは、移住初期は言語資本が不足し、自由に意思表示できずにいたが、日本語教室への参加を通して言語資本を獲得し、強く意思表示できるようになった。子に対する言語をめぐるA-2\*では、言語資本である生活言語能力を獲得することで意思表示が容易になり、Aは自らの意思を明確に義母に伝えている。A-6では、Aは日本語教室や地域の行事に積極的に参加してお



Table 5 調整課題への対処の規定因の分類

規定因の分類	定義	語りの例
経済資本	妻の収入	妻自身が自由に使用できる就業による収入 「私仕事始めたら、自分の金も入ってるし。」(A-4)
	家計の管理役割	家計を管理する役割責任 「じいちゃんのお金の管理全部旦那。」(C-3)
社会関係資本	情緒的サポート	理解を示し、味方になってくれる他者 「旦那としゃべってから、じいちゃん(義父)、ばあちゃん(義母)としゃべってね。」(J-1*)
	情報的サポート	相談し助言を得られる他者 「友達に……(仕事のこと)いろいろ聞いて、意見とか。」(C-5)
	道具的サポート	必要な時に手伝ってくれる他者 「(レストランに)お手伝いさんも何人が来てくれるし」(I-2)
	言語資本	生活言語能力 日常の生活場面における日本語での会話能力 「日本語も……(日本語教室に)結構通ってるから、もう(仕事して)大丈夫かなと思った」(C-5)
生活文化資本	学習言語能力	日本語の書類の内容を理解したり、適切に記入する能力 「私はあまり多くの漢字は読めませんから。」(I-3)
	日本に関する知識	日本の文化や教育、制度についての知識 「どこまで私が権利あるかわからないんですよ。」(F-1)
	家庭内に関する知識	家計に関する事柄以外の家族や家庭の状況についての知識 「家のこと私一番詳しいじゃん。」(C-3)
	職業的能力	特定の職業において活用され得る能力 「(料理は)自分でできますから。」(I-2)
社会的地位	家庭外での活躍を通じて得られる肯定的な社会的評価 「新聞に何度か掲載されて……それでやっと彼女(義母)が『おお、すごいね』みたいな」(I-6*)	
当事者の同意	意思決定により直接的に影響を受ける当事者による同意 「彼女(娘)自身が大丈夫って言ってるし。」(I-1)	
家族のライフサイクル上の変化	育児役割の減少	時間的経過による子の成長に伴う育児役割の減少 「子どもは大きくなったから、世話はいらなくてもいい」(J-2)
	育児役割の免除	就業等に伴う家庭における育児役割の免除 「(2番目の子が)幼稚園通ってる時、(私)働いてるの。」(C-2*)
状況対応的規範	そのときにそのことができる状況にある人がするべきという規範的態度 「(誰がやるかは)状況によるかな。得意ならやればいい。」(I-3, I-4)	
相手への感情	言い争い回避感情	言い争いになることを回避しようとする感情 「言い争いになるのを避けたいと思って。」(I-6*)
	相手への気遣い	相手の気持ちや思いを慮ろうとする感情 「夫の邪魔をしたくないんです。」(I-5)
調整相手の同意	夫からの理解	夫からの理解があり、そうすることに同意が得られている状態 「私に利点があれば『いいよ、どうぞ』って。」(J-2)
	義母からの理解	義母からの理解があり、そうすることに同意が得られている状態 「仕事のことは何も言わなくて、仕事を続けるのを許してくれた。」(I-6*)

り、こういった活動が生活言語能力獲得を促進し、主張型の対処が可能となったと考えられる。

(2) 相手への感情が非主張型の対処を規定した事例

A-4、A-5、H-1、I-5、I-6\*では、言い争い回避感情や相手への気遣いといった「相手への感情」が非主張型の対処につながっていた。H-1において、Hは来客があった際に客を自宅内まで入れないことに違和感を抱きながらも自らの考えを夫へ伝えなかった理由として、Table6(語り1)のように語っている。

自らの意思表示により夫に心理的負担をかけてしまうことを避け、夫婦関係を悪化させないよう非主張型の対処になったと考えられる。日本人夫婦を対象にした東海林(2006)の研究でも、夫が仕事でストレスが多いことを理由に妻が主張を抑えることがあるとしており、国際結婚夫婦と日本人夫婦で共通にみられる規

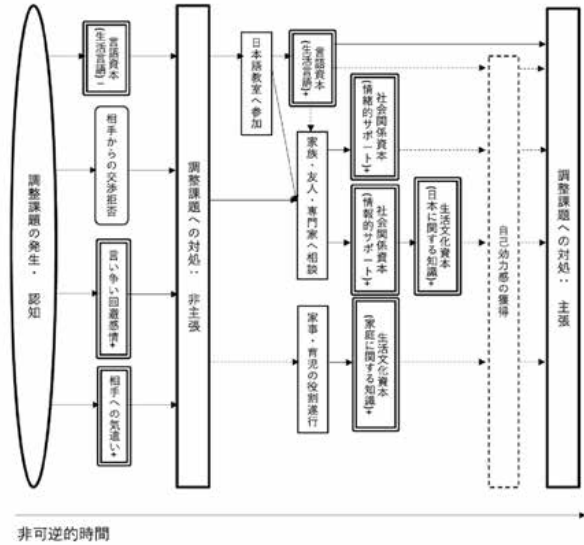


Figure 1. 各規定因が非主張型 / 主張型の対処へつながる経路

定因である。

(3) 資本の獲得が自己効力感を介して主張型の対処を規定した事例

外国人妻が自らの意思を主張できるようになる要因として、言語資本以外の資本も自己効力感を介して影響していることが示唆された。J-1\*では、農作業を手伝ってほしいという義母からの依頼を断る際、まず夫からの理解を得て夫を味方につけたことで、その後義父母に自らの思いを話すことができ、主張型の対処になっている。母親の育児に関する課題対処について分析した金岡・藤田(2002)によると、家族や友人などのインフォーマルなネットワークからの情緒的サポートにより、特定の課題に対して自分が効果的に対処できるという期待(自己効力感)が高まり、積極的な対処行動につながるとされている。このことから、夫からの情緒的サポートが妻自身の自己効力感を高め、主張的対処につながったと推察される。

また、義父のデイサービス利用をめぐるC-3ではCが家事や子育てといった家庭内労働を主に担っていることにより「家庭内に関する知識」が自分にあると認識し、主張型の対処につながっている。布施(1967)によれば、専業主婦の家庭では、妻は家庭のエキスパートとして意思決定においてそれなりの権限を確立しているという。普段家庭内労働を担っている外国人妻の場合もJ-1\*と同様に「家庭内に関する知識」という資本の獲得が自己効力感を介して主張型の対処につながったものと推察される。これらのことより、資本の獲得が主張型の対処へつながる経路として、言語

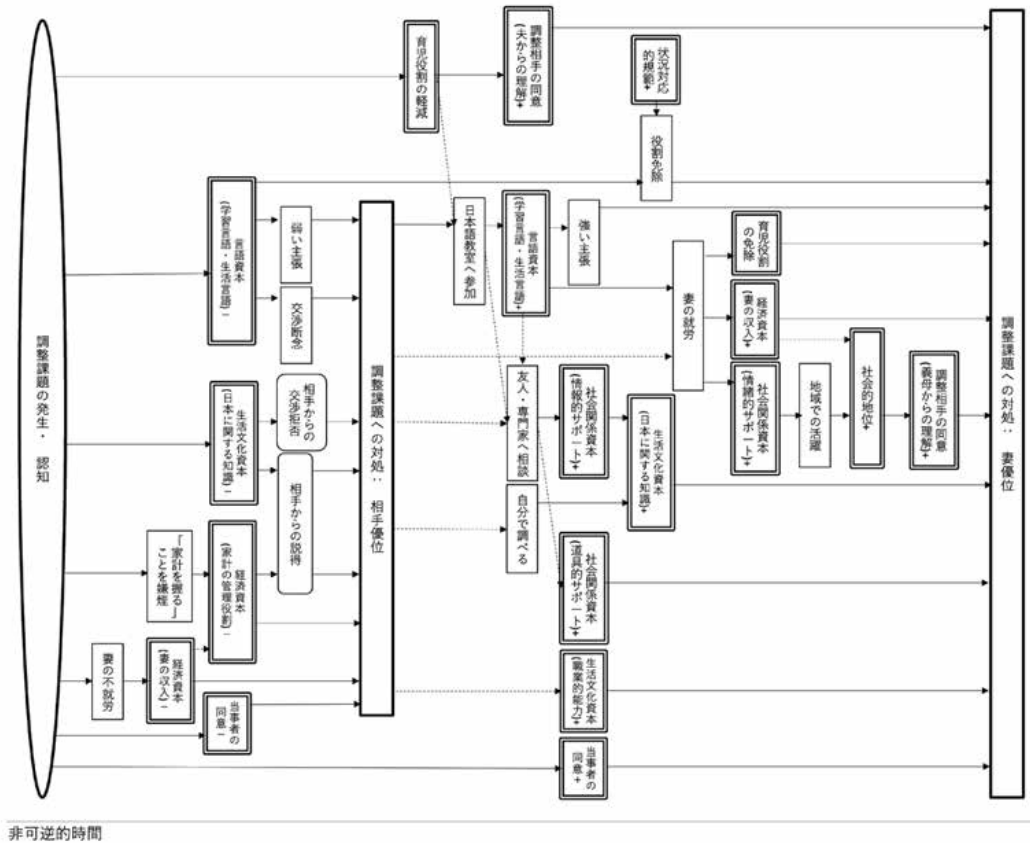


Figure 2. 各規定因が相手優位型/妻優位型の対処につながる経路

資本のように直接的に主張を可能にする場合と、様々な資本の獲得が調整課題において優位に立ち回れるという自己効力感を介して主張型の対処につながる場合があるものと考えられる。

## 2. 調整課題への対処（相手優位型/妻優位型）に至る過程

調整課題への対処が結果的に誰の意思が優位であったか（【譲歩】か【貫徹】か）に影響していると考えられる要因として、「経済資本」「社会関係資本」「生活文化資本」に加え、「社会的地位」「当事者の同意」「家族のライフサイクル上の変化」「状況対応的規範」「調整相手の同意」が挙げられる。多くの事例では資本の不足が相手優位型の対処につながり、資本の獲得は妻優位型の対処につながっていたが、資本の不足が妻優位型につながっている事例もみられた。各規定因が調整課題への対処（相手優位型 / 妻優位型）につながる経路についてFigure2に示した。

### (1) 資本の不足が相手優位型の対処を規定又は資本の獲得が妻優位型の対処を規定した事例

日本への移住から一定の年数が経過し、それに伴って資本を獲得した外国人妻は、次第に調整課題において自らの意思を優位に反映させることが可能になり、

妻優位型の対処をとっていた。資本の不足が相手優位型の対処を規定又は資本の保有・充足が妻優位型の対処を規定していたのはA-3、A-4、A-5、A-6、B-1、C-1、C-3、C-5、G-1、G-2、F-1、I-2、I-6\*の計13事例だった。

母国へ帰省する期間と時期についての意思決定を伴うA-4では、移住初期においては妻の不就労による経済資本（妻の収入）の不足が要因となり、相手優位型の対処となったが、その後日本語教室に通うことで言語資本（学習言語と生活言語）を獲得し、それによって日本語教師となった。仕事のため母国へ帰国する理由ができたことに加え、経済資本（妻の収入）を得ることで自由に航空券を手配できるようになった（Table6：語り2）。

A-4のように妻の就労に伴う経済資本（妻の収入）の獲得が妻優位型の対処につながった事例が確認されたが、I-6\*ではIの就労をきっかけに地域での社会的地位を獲得したことが妻優位型の対処につながっている。女性は家庭内労働に徹すべきとする規範を持つIの義母はIが就業を継続することに不満を感じていたが、その後Iの地域での活躍を認め、Iの就業の意思を受け入れるに至っている。Iが社会的地位を獲得することで、義母の伝統的規範そのものが変容したか、あ



Table6 対象者の語りの例一覧

番号	語りの内容
語り1	「旦那さんのハート（のこを考えると最初は言えなかった）。……たまに言いたいけど、結局言えない。旦那さんのこと考えるとたぶんあっちもストレスとかそういう感じですよ。」(H-1)
語り2	「昔は、自分の仕事ないから、子どもたち育てるだけだから。……でも現在は違って、子どもたちも大きくなったら、自分の仕事もあるから、少し自由ではないけどね。……自分のお金あるからこそ、自分のお金で行ってくる（帰省する）から。……お父さん（夫）に（判断は）任せるから、前はね。……私仕事始めたら、自分の金も入ってるし。」(A-4)
語り3	「『じいちゃんもデイサービス行った方がいいんじゃないですか』って。……じいちゃんのお金の管理全部旦那。……計算してみたら、やっぱり年金足りないじゃん。じいちゃんの年金入ると足りない。私もそこまで考えてないね。……旦那がほとんど家じゃないじゃん。家のこと私一番詳しいじゃん。意見というか、『やったほうが良いよ、デイサービス増やしたほうが良いよ』（って夫に言った）。……まず（私が）意見言っ、あつちは、決めるのはほら、旦那の方ですね。」(C-3)
語り4	「だって（私）外国人じゃん。（私が家計の管理したら）近所の人になんか言われない？『財産目当てだから』（って）。」(C)
語り5	「私はあまり多くの漢字は読めませんから、そのことで時々言い合いになったりします。学校関連のたくさん書類が、ほぼ毎日、読むのにはかなりの時間がかかるんです。だからそういう時は読むのを諦めて夫に読んでもらいます。」(I-3)
語り6	「子ども会は『ごめんね』って言って夫に頼みます。たくさんの人に連絡したりしなきゃならないし、いろいろ説明するのは難しいだろうから。だから夫に頼んでいます。……彼は『いいよ』って。」(I-4)
語り7	「ばあちゃん（義母）亡くなったら、いろんな書類とか、畑田んぼとか、いろいろ書類とか、市役所とかいろんなものね。あれ見ても、私わからないから、せめてこれだけ、私できないから、せめてばあちゃんのものだけあなた（夫）がやって。……（夫も）納得した。『そうする』って。だって本当に私もできないし。」(C-4)
語り8	「（そういう役割は）彼が自分からやってくれています。彼（夫）は私のことよくわかってるし、外国人が奥さんだってことを自覚してるんでしようね。だから彼が自分からやってくれます。」(I)
語り9	「状況によるかな。得意ならやればいい。例えば私が家事が苦手で、外でのことが得意なら、夫が家のことを担ってほしいと思う。だから得意なら、だと思えます。」(I)
語り10	「子どもは大きくなったから。世話はいらなくてもいいから。小っちゃい頃は子ども連れていか、連れて行かないか、どうしようか。（夫の手が空いてる時は）『じゃあお世話お願いします』。相談はあるけど、今は完全報告。……許可はいらんないじゃない。夫婦だから。……（夫は）『私に利点があればいいよ、どうぞ』って。」(I-2)
語り11	「（一番上の子の時は）子守をお願いしたこと（は）あまりないですね。……その時働いてないからかもしれない。……上の子の時は働いてないから。やっぱり一人目だからさ、ちょっと心配。『大丈夫？できる？』の感じ。だから本当に誰にも頼んでない。……（二番目の子が）幼稚園通ってるとき、（私は）働いてるの。その時は朝のバス送って、ばあちゃん（義母）にお願いした。」(C-2*)
語り12	「（今まで通り家のことを）できるなら仕事行っていいですよって（言われた）。」(C)
語り13	「子どもの考えを一番大事にしたいから。その時はお父さん（夫）の（意見になった）。……お母さん（私）は絶対反対。……最後の最後、（私が）負けた」(A-1)
語り14	「私は子どもたちにいろいろなことに挑戦してもらいたいし、新しいことに触れさせたいんです。……時々夫が『そんなにたくさんの習い事をさせて大丈夫か？』って言うんです。娘にも直接『楽しいか？』って聞いて。彼女は『楽しい』って。彼女（娘）自身が大丈夫って言うてるし、だから結局続いています。」(I-1)

るいは義母が自身の伝統的規範を留保したことが、Iが就業を継続し、妻優位型の対処をとることができた要因の一つとなっていると推察される。

妻が収入を得ることで妻優位型の対処へとつながっている事例が確認できたが、それでも家計の管理役割を獲得できた事例は確認できなかった。義父のデイサービス利用に関するC-3では、Cは主に家庭内役割を担っており、「家庭内に関する知識」があることで意思表示につながっているものの、家計の管理役割を担っている夫に合理的説得を受け、相手優位型の対処につながっている。つまり、家計からの支出を伴う調整課題の場合、家計の決定権を持っている者の方が意思決定において優位になりやすいことを意味する（Table6：語り3）。

ただし、外国人妻がいわゆる「家計を握る」ことは、外国人妻本人が敬遠するようである。Cは外国人妻が家計を管理することについてTable6（語り4）のように語っている。

語りから推測できる限りでも、対象者の内5名（A、B、C、E、F）の家庭では夫が基本的に家計を管理している。家計の管理については、外国人という自らの社会的立場を鑑みて、あえて担わない選択がなされており、一種の主體的な選択によって調整課題への対処

において意思決定権を弱めている可能性がある。

## (2) 資本の不足が妻優位型の対処を規定した事例

資本の獲得が妻優位型の対処につながるものが前項で示されたが、I-3、I-4、C-4では言語資本の不足が妻優位型の対処につながっていた。I-3とI-4はそれぞれ自らの学習・生活言語能力が不足していると認識し、夫に学校書類の確認や子ども会の役割を担ってもらっていた（Table6：語り5、6）。また、C-4でも普段は家庭内労働はCが担っているものの、学習言語能力の不足によって行政手続きを担うことが困難と判断し、夫に対応を要求したところ、夫はそれを受け入れCの意思が反映されている（Table6：語り7）。

このように、外国人であるが故の生活文化資本（言語資本）の不足が妻として担うべき役割の免除につながり、調整課題への対処において妻優位型になると考えられる。Iは家庭内の役割遂行に対する夫の認識や役割分担についての考えをTable6（語り8、9）のように語っている。

Iが持つ上記のような規範は「その時にできる状況にある人がする」という状況対応的規範であり、Iの言語資本の不足による役割免除を後押ししていると言える。役割遂行に必要な資本の不足に対して、状況対応的規範に基づいて外国人妻の役割を免除することで、



結果的に妻の意思が優位に反映されたと考えられる。

### (3) 家族のライフサイクル上の変化が妻優位型の対処を規定した事例

対象者の多くは日本移住後に出産し育児を経験しているが、子の成長に伴って調整課題で妻の意思が優位となる場合がある。J-2及びC-2\*では子の成長により育児役割の軽減や免除が生じ、妻優位型対処につながっている。

J-2では、子の成長によって子の面倒をみる必要がなくなることによってJの外出に際しての意思決定に自由度が増し、さらに夫からの理解が得やすくなったことによって妻優位型の対処につながった (Table6: 語り10)。また、C-2\*では、子が幼稚園に通っている頃に就業を開始したCが子守を担う時間がなくなり、育児役割が免除されることで義母が子守を担うことになった (Table6: 語り11)。

また、Cは就労の開始に際しての夫からの発言についてTable6 (語り12) のように語っている。

家庭内労働は依然として妻の役割という規範は維持され、それを条件としながら、子の成長に伴う育児役割の軽減によって、外国人妻の就労に係る夫からの理解が得やすくなることで、C-5における妻の就労につながったと考えられる。さらにCの就労開始によって、Cの育児役割が免除され、子守の分担についてCの意思が優位になっていることが読み取れる。特に育児を中心的に担っている外国人妻の場合、その役割を担うことが行動や意思決定の制約となっている可能性がある。子が成長し、それまで担っていた育児役割が軽減又は免除されることが、外国人妻の行動や意思決定の自由度につながり、家庭外の活動に関する調整課題に際して妻優位の対処を可能にしていると考えられる。

### (4) 当事者(子)の同意が妻優位型の対処を規定した事例

日本での育児を経験した外国人妻の多くは子の養育に関する調整課題に直面しているが、複数の事例において「当事者である子はどうしたいか」という点が意思決定で最重要視されている。A-1とI-1では、意思決定により影響を受ける子の同意が得られた方が意思決定の面で優位になっていた。

子の進学に伴う別居をめぐる調整課題であるA-1では、「子の考えを大事にしたい」という考えを示し、A自身は夫に対し自らの意思を伝えたものの、結果的に当事者である子の同意が得られた夫の意思が優位と

なった (Table6: 語り13)。子の習い事の量をめぐるI-1の調整課題では、子に多くのことを経験させたいIに対し、夫は習い事が多いのではないかと心配している。一方、娘は習い事について「楽しい」と話しており、現状の習い事を続けることに同意し、結果的にIの意思通りとなった (Table6: 14)。

以上から、子の養育に関する調整課題については、当事者である子が自ら判断することが適当と認識された場合に、子自身の意思が最大限尊重される。そのため、夫婦間においては、当事者である子の同意を得られた、あるいは子と同じ意思を持つ一方が意思決定で有利となると考えられる。

## IV. 総合的考察

本研究では、農村地域のアジア系外国人妻の家族成員との調整課題への対処に至る過程の検討から以下の4点が示された。

### 1. 資本の獲得による調整課題への対処の変化

妻による資本の獲得は、妻自身からの主張を容易にし、かつ妻の意思決定権を強めることが示された。例えば、経済資本については、結婚当初は就業していなかったが故に経済資本が不足し相手優位型の対処を実践していたが、就業を機に自らの収入を得たことで妻優位型の対処につながっていた。社会関係資本についても、妻たちは知人や専門家とのつながりを通じて妻優位型の対処を実践していた。また、生活文化資本である言語資本の不足は、主張を諦めさせ、夫への説得を困難にしていたが、一部の妻たちは日本語教室に参加し言語資本を獲得することで主張型・妻優位型の対処を実践していた。このように、結婚当初は資本の不足によって非主張型・相手優位型のような受動的対処だったが、次第に資本を獲得することによって主張型・妻優位型といったより積極的対処を選択可能にしていた。

宮島・加納 (2002) や柳 (2005) は、日本語教室への参加を経て、外国人妻が日本語の試験を受け、運転免許を取得していく姿に、日本人側の見る目が変わっていったと述べており、外国人妻が言語をはじめとする多様な資本を獲得していくことで、日本人家族からの評価や態度が変容することを示唆している。本研究においても資本の獲得によって家族成員の態度が変容し妻の意思決定に有利に働いていることが示唆された。

### 2. 資本及び社会規範以外の対処の規定因

本研究で調整課題への対処の規定因となっていたのは先行研究で示されていた資本や社会規範だけではなく、「社会的地位」や「当事者（子）の同意」、「家族のライフサイクル上の変化」、「相手への感情」が調整課題への対処の規定因となっていた。「社会的地位」については、妻が地域で活躍することで社会的地位を確立し、調整相手の同意を得ることで妻優位型の対処になっていた。非英語圏出身外国人女性は家庭内ヒエラルキーの下層に位置するとされ、家父長権が強く女性の地位が低いとされる農村地域において、家庭外で地位を確立することは、家庭内での地位向上にも深く関連しているといえよう。

一方「当事者（子）の同意」については、子の養育に関する調整課題への対処に特徴的な規定因で、子自身の考えが意思決定において最重要視され、子の同意あるいは子と同じ意思を持つ一方が意思決定の面で優位となっていた。また、「家族のライフサイクル上の変化」については、子育てを中心的に担っていた妻が子の成長に伴って育児役割が軽減されることで意思決定における自由度の増加や、就業による育児役割の免除が妻優位型の調整課題への対処につながっていた。

「調整相手の同意」は、調整課題の相手である夫・義母が妻の意思を尊重することで妻優位型の対処につながっていた。また、「相手への感情」については、義母との言い争いを避けようとする言い争い回避感情の他、夫への申し訳なさや夫のストレスへの心配といった夫への気遣いより非主張型の対処につながっていた。

このように、先行研究での資本や社会規範に当てはまらない要素も規定因となり得ることが示された。

### 3. 資本の不足と妻優位型の対処の関連

先行研究では資本の獲得が妻の意思決定権の強さにつながるとされていたが、本研究では妻の資本の不足が妻優位型の調整課題への対処につながることも示された。家庭内の役割や行動をどちらが担うかに関する調整課題において、言語資本の不足が家庭内の役割免除につながり、妻の要求が受け容れられていた。資本の不足は、妻がその特定の役割を遂行できないことに合理性を持たせ、夫が代替的な役割を受け容れることで妻優位型の調整課題への対処につながったと考えられる。

役割の免除については、社会的マイノリティに関する研究でも言及されている。例えば、病者は一時的に社会的役割とそれに伴う社会的責任や社会的義務を免

除された人間として定義され、病者役割 (sick risk) の一つとして、病者は正規の社会的役割を免除される(野村, 1998)。外国人妻の調整課題への対処においても、生活文化資本が不足し、さらにそれらの資本の即時獲得が困難であると認識されたことにより、家庭内の役割遂行を免除されたと考えられる。

### 4. 調整課題の特徴による規定因の価値付けの変化

本研究の対象者の半数は夫が家計の管理役割を担っており、家計の支出を伴う調整課題の場合は、夫が最終的な意思決定権を握り、相手優位型の対処につながっていた。専業主婦の家庭では、妻は家庭のエキスパートとして、意思決定においてそれなりの権限を確立している一方で、大きな買い物の場合は夫の意思が優先されるという(布施, 1967)。このように、調整課題が生じた際に、妻優位型の対処がなされる傾向がある領域と、相手優位型の対処がなされる傾向がある領域が存在することが本研究でも示唆される結果となった。これは、妻優位型の対処がなされる傾向がある調整課題の領域においては、対処に有益な資本を妻が保有しやすく、反対に相手優位型の対処がなされる傾向がある調整課題の領域においては、対処に有益な資本を夫が保有しやすいためであると考えられる。つまり、家事や子育てを担うことが多い妻は夫よりもそれらの調整課題の領域に関する資本となる知識や能力を保有しやすいために、意思決定において優位に立てる。一方、家計からの大きな支出を伴うような調整課題の領域については、家庭における主たる稼ぎ手であることが多い夫が経済資本を保有しているために、意思決定において優位に立ちやすい。このことから、それぞれ性質が異なる調整課題の領域において、より価値が置かれる資本をどれだけ保有できるかという点が調整課題への対処の選択に大きな影響を与えていると考えられる。

また、子の養育に関する調整課題においては「当事者（子）の同意」が自身の保有する資本等よりも重要視されている事例があり、夫婦間において当事者である子の同意を得られた一方、あるいは子と同じ意思を持つ一方が意思決定の面で優位となっていた。

このように、調整課題の特徴によって、対処の規定因としての資本やその他の要素の価値付けが変わり、子の養育に関する調整課題においては他の調整課題に比べて「当事者（子）の同意」の価値付けが大きく、家計からの支出が伴う調整課題においては他の調整課題と比べて「経済資本」の価値付けが大きくなる。つ



まり、調整課題の特徴によって規定因の価値付けに差異が生じると考えられ、規定因がどの程度調整課題への対処に影響を与えるかは、その調整課題の性質によって異なると推察される。

## V. 本研究の限界

高橋・細越（2022）は調整課題への対処について、「妻が最終的な意思決定に納得しているか否か」も分類の要素に加え、対処を積極的/消極的の次元からも分類を試みている。本研究においても意思決定に納得しているか否かも基準に加えて調整課題への対処を分類し、相手優位型の対処となった場合は必ずしも意思決定に納得しているわけではない事例もみられたが、納得できた理由や納得できなかった理由について十分な語りを得ることができなかった。今後は調整課題への対処について妻自身が納得できたか否かという心理的葛藤についてもさらなる検討が望まれる。

また、調整課題の特徴によって、資本の不足が相手優位/妻優位のどちらを規定するかが変化したり規定因の価値付けが変化する可能性が本研究で示された。しかし、調整課題の特徴による分類や、その分類に応じて各規定因がどのように影響を与えるかについては本研究で十分な分析には至らなかった。今後は抽出された調整課題の特徴も詳細に分析し、新たな分類枠組みに当てはめた調整課題への対処やその規定因に関する考察が必要と考えられる。

## 引用文献

安藤純子 2009 農村部における外国人配偶者と地域社会—山形県最上郡戸沢村を事例として— 東北大学GEMCジャーナル, 1, 26-41.

Blood, R.O. & Wolfe, D.M. 1960 *Husbands and Wives: The Dynamics of Marriage Living*. The Free Press.

Bourdieu, P. 1986 *The Forms of Capital*. In Richardson, J., *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*. 241-58. Westport, CCT: Greenwood.

Bruner, J. 1990 *Acts of meaning*. Harvard University Press. (ブルーナー, J. (著) / 岡本夏木・仲渡一美・吉村啓子 (訳) 1999 意味の復権—フォークサイコロジーに向けて. ミネルヴァ書房)

House, J. S. 1981 *Work stress and social support*. Reading, MA: Addison-Wesley.

布施晶子 1967 都市家族の内部構造の変容に関する一考察 社会学評論, 17 (4) , 45-71.

一條玲香 2018 結婚移住女性のメンタルヘルス 異文化ストレスと適応過程の臨床心理学的研究. 明石書店.

金岡緑・藤田大輔 2002 乳幼児をもつ母親の特性的自己効力感及びソーシャルサポートと育児に対する否定的感情の関連性 厚生学指標, 49 (6) , 22-30.

菰淵緑 1992 「夫婦の勢力構造」再考. 社会問題研究, 42 (1) , 19-36.

桑山紀彦 1995 国際結婚というストレス—アジアからの花嫁と変容する日本の家族. 明石書店.

松信ひろみ 2008 夫婦間の勢力と4つの資本. 渡辺深 (編) 新しい経済社会学. 上智大学出版, 227-262.

松信ひろみ 2015 共働き夫婦における勢力関係—交渉過程に着目して—. 駒沢社会学研究, 47, 89-114.

宮島喬・加納弘勝 2002 国際社会 2 変容する日本社会と文化. 東京大学出版.

仲里和花 2016 在沖フィリピン人女性のアイデンティティと沖比国際結婚夫婦間コミュニケーションに関する研究：社会的構築主義の観点から 琉球大学大学院人文社会科学科博士論文.

農林水産省 2015 2015年農業センサス 第1巻 都道府県別統計書 <https://00m.in/jwvohY> (2020/11/05閲覧)

野村一夫 1998 社会学感覚. 文化書房博文社.

落合恵美子・山根真理・宮坂靖子 2007 アジアの家族とジェンダー. 勁草書房.

Olson, D H. & Cromwell R.E. 1975 *Multidisciplinary Perspective of Power*. In Cromwell, R. & Olson (eds.) *Power in Families*. Sage Publication.

小野公一 2018 職場におけるソーシャル・キャピタルとその効果に関する実証的研究. 亜細亜大学経営論集, 54 (1) , 3-24.

Rodman, H. 1967 *Marital Power in France, Greece, Yugoslavia and U.S: A cross national discussion*. *Journal of Marriage and the Family*, 29(2) , 320-324.

賽漢卓娜 2011 国際移動時代の国際結婚：日本の農村に嫁いだ中国人女性. 勁草書房.

サトウタツヤ 2009 TEMでわかる人生の経路—質的研究の新展開—. 誠信書房.

東海林麗香 2006 夫婦間葛藤への対処における譲歩の機能：新婚女性によって語られた意味づけ過程に焦点を当てて. 発達心理学研究, 17 (1) , 1-13.

周玉慧・深田博己 2017 夫婦関係に及ぼす葛藤対処方

- 略の影響：行為者－パートナー相互依存モデル  
に基づく検討. 対人コミュニケーション研究, 5, 1-22.
- 出入国在留管理庁 2022 令和元年末現在における在  
留外国人数について. [https://www.moj.go.jp/isa/  
publications/press/13\\_00028.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00028.html) (2023/10/1閲覧)
- 高橋健太・細越久美子 2022 日本の農村地域における  
アジア系外国人妻が抱える調整課題の対処に関す  
る研究. 岩手県立大学社会福祉学部紀要, 24, 57-67.
- 武田里子 2011 ムラの国際結婚再考－結婚移住女性と  
農村の社会変容. めこん.
- 鶴理恵子 2003 農家女性のエンパワーメントを促進す  
る背景とその要因. 村落社会研究, 9 (2) , 49-60.
- 王寧霞 2005 日中国際結婚に関する研究. 鹿児島  
大学医学雑誌, 56, 35-43.
- 矢吹理恵 1999 日米国際結婚における夫婦間の調整課  
題 (2) －子育て観を中心に－. 発達研究, 13, 26-44.
- 柳蓮淑 2005 外国人妻の世帯内ジェンダー関係の再編  
と交渉－農村部在住韓国人妻の事例を中心に－.  
人間文化論集, 8, 231-240.